

2025
12月
No.620



か

り

や



知立市「知立新地ドリームパーク「師走光のアート」

写真提供：渡部 修 氏

もくじ

優良事業所見学会が開催される	1	監督署だより	8
2025年度 第2回理事会が開催される	2	衣浦東部保健所コーナー	9
労災保険実務講習会が開催される	3	社会保険労務士が答える企業の労務管理	10
11月「過労死等防止啓発月間」における愛知労働局長名の要請書について	4	脱監督官の労務相談サロン	11
12月は「職場のハラスマント撲滅月間」です！	5	安全屋のこだわり	12
愛知労働局管内死亡災害発生状況	6	会員だより	13
愛知県の全産業死亡災害	6	お知らせ	14
労働者死傷病報告書受付状況	7		



安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24HいつでもOKです。
 - 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
 - 予約状況も画面で確認ができます。
 - 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
 - ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科
バス停下車(徒歩5分)
 - ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km
右側です。



愛知労働局長登録教習機関

愛知効率化センター・住友建機販売(株)・住友建機教習所

〒448-0002 炎谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

優良事業所見学会が開催される

〈刈谷労働基準協会 本会〉

去る、10月28日(火)に、今年度の優良事業所見学会として、参加者21名で静岡県掛川市にある(株)キャタラーの本社工場を見学しました。

(株)キャタラーは1967年創立の、環境にやさしい自動車用排出ガス浄化触媒の国内トップメーカーです。

(株)キャタラーは、化学工場であることから、火災・爆発を決して発生させないために、様々な対策を講じていました。中でも過去の災害を風化させることなく後世に繋いでいく取り組みや作業者の声を吸い上げ災害の未然防止を図るしくみなどを見学しました。

さらに、さまざまな種類の災害の模擬体験ができるスペース準備し、従業員に体験させることで災害の恐ろしさを知ってもらう取り組みなどの説明もありました。

そのほか、太平洋岸からほど近いことから、津波発生時の対策や訓練などを実施しているところも見学できました。

(株)キャタラーはTQMにも注力されており、トヨタ生産方式やDXも取り入れ、安全管理のみならず、QCサークル活動・小集団改善活動などを通じた人材育成や、品質に対する取り組み、そして、会社経営に対する考え方など、幅広く説明を受け、活発な質疑応答がありました。

中でもTQM、TPS、DXに取り組んできた結果、改善の手法としてTPS→DX→TQMの順に改善を進めることの大切さの説明に深い感銘を受けました。

安全を優先しながらも品質や生産性などを相乗的に改善していく手法を学ぶことができ大変有意義な見学会となりました。



(株)キャタラー本社工場(静岡県掛川市)

〈刈谷労働基準協会 刈谷支部〉

刈谷支部(奥野櫻子支部長)では、10月2日(木)に14名の参加者により「優良事業所見学会」を開催しました。今年度は、国内シェア7割を占める自動車用ラジエータキャップなどの製造を行う、株式会社ニッパ[静岡県磐田市]を視察いたしました。

同社は、金型・治具の設計製作からプレス、インサート成形まで一貫して行っており、確かな技術と品質に定評があります。特に、安全衛生管理では、12年間の休業災害ゼロ、第1種無災害記録390万時間を達成し、令和6年度厚生労働大臣表彰(優良賞)を受賞されるなど、卓越した実績を有されています。本見学会では、この無災害を支える現場改善や人材育成、安全意識の醸成などの実践的な取り組みを学ぶことを目的としました。

安全活動は「20年間無災害」を目指す目標のもと、意識、行動、環境の三本柱で具体的な活動を展開されていました。全社一丸を高い実現性の背景には、経営トップが週に1回、現場に入り、気づきと改善を積み重ねている活動(1,259件の気づき、919件の改善完了)は、参加者に大きな学びとなりました。また、金型運搬時のリスクを低減するため、電動専用の自走式台車を独自に開発・導入するなど、環境改善にも注力されている点が印象的でした。

今後の安全活動の課題として、長期化により生じた従業員の「やらされ感」を解消するため、「褒める文化」の醸成を通じて、作業者が自発的に安全を考え行動する意識変革を進めているとのことでした。見学会全体を通じて、優良企業事例として選出された高い安全対策を支える取り組みとして、免震床の設置や、海外拠点(タイ)の活用、地域に開放された防災タワーなど、強固な事業継続体制(BCP)を拝見し、安全管理と危機管理に対する並々ならぬ意識や責任感の重要性を学ぶことができた非常に有意義な場となりました。



(株)ニッパ 本社工場(静岡県磐田市)

優良事業所見学会が開催される

(刈谷労働基準協会 碧南支部)

(一社) 刈谷労働基準協会碧南支部（支部長：クロタ精工(株)
代表取締役 鈴木泰博氏）は10月30日(木)及び31日(金)の両日に
わたり、令和7年度優良事業所見学会を開催し9名が参加した。

本年度は30日に独立行政法人国立印刷局東京工場を見学、
31日にJapan Mobility Show2025の視察を行った。

30日の国立印刷局の見学では、日本銀行券の歴史を学んだ
後、紙幣の製造工程を見学しました。同工場においては1万円
札と1千円札の製造を行っており、3D ホログラムなどの偽造
防止技術の説明を受けました。製造された紙幣は日本銀行へ納品された後、一般に流通されます。



独立行政法人国立印刷局東京工場
(東京都北区)



また、31日のJapan Mobility Show2025は東京モーターショーの後継イベントとして開催され、自動車を含めた乗り物全般の最先端技術が一堂に会しておりました。10月31日より11月9日までの会期中に101万人の来場があり、522団体が出展されました。

2025年度 第2回理事会が開催される

2025年10月23日(木)に理事・監事20名出席のもと刈谷労働基準監督署 相部署長をお迎えして、シャインズ5階プラザにて2025年度第2回理事会を開催しました。

加藤会長の挨拶と議長の下、下記内容の審議、報告が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

理事会終了後、相部署長より刈谷労働基準監督署管内の労働災害の発生状況と最近の労働基準行政の動向についての講話がありました。

まず、今年度9月末の死亡災害発生状況は、愛知県で16名で昨年に比べ減少傾向ではあるものの刈谷署管内では昨年のゼロに対し2名となっているとの説明がありました。

労働基準行政の動向としては①愛知県の最低賃金の改定(1,140円、10月18日～)、②過労死等防止啓発月間③令和6年度の監督指導結果(長時間労働)④過労死等防止計画指導について話されました。

審議事項

議案1. 2025年9月末までの事業報告(下期事業予定含む)ならびに収支決算報告について

議案2. 入会事業所の承認について



会場風景

労災保険実務講習会が開催される

刈谷労働基準協会

去る、11月17日(月)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労災保険実務講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて開催しました。

初めに、フタバ産業(株)の伊藤部会長から挨拶があり、続いて刈谷労働基準監督署の相部署長から次のように挨拶がありました。



刈谷労働基準監督署
相部署長



伊藤部会長

労災保険の新規受給者数は年間約68万人（休業4日以上の約5倍）に上り、日本の就労人口の約100人に1人が毎年仕事中に怪我をしている計算となります。過労死等（脳・心臓疾患、精神障害）の請求件数は過去最大の4,810件で、約8割が精神障害。請求理由の大半はパワーハラスメントで、最近ではカスタマー ハラスメントも認定基準に追加されました。脳・心臓疾患は過労死ライン（月80時間）未満でも、他の負荷要因を総合評価して認定されることがあります。

労災保険と民事上の損害賠償の関係として、労災保険の給付で事業者は労働基準法上の補償責任を免れます、民法上の安全配慮義務違反に基づく慰謝料等の損害賠償責任は労災保険で補償されず、事業者側に残る点に留意が必要です。

講習会では、刈谷労働基準監督署の島田補償課長から「労災認定の実例について」と題して、過労死等の労災認定の現状について説明がありました。

過労死等は、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患・心臓疾患若しくは精神障害を指します。発症前1か月に100時間以上、または2～6か月間で月80時間以上の時間外労働があると業務との関連性が強いと評価されることや業務による心理的負荷の評価方法について、具体的で詳細な説明がありました。



島田靖文氏



島田補償課長

つづいて、愛知産業保健総合支援センターより、衛生工学相談員の嶋田靖文氏が「転倒災害を防止しましょう」と題した講話を进行了。講話では、転倒災害の種類と主な原因、災害発生のリスクの高い行動についての説明のち転倒転落災害を防止するための実施事項として、4Sの実行、通路作業域での照度の確保、職場の危険マップの作製による注意喚起などの項目について説明があり、職場巡回によりよい状態が保たれているかどうか確認することが重要であると指摘されました。

最後に、愛知産業保健支援センターの高柳副所長より、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援、化学物質管理他衛生分野のお困りごと相談などの無料訪問支援サービスについて、紹介がありました。



高柳副所長

会場には、116名の関係者が熱心に聴講され、業務による心理的負荷の軽減や身近な転倒災害の防止について、参考にすることができました。

事業主の皆さんへ

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えるかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。事業主の皆さんも、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じ、社内での周知・啓発にお取組みいただきますようお願いいたします。

「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」（厚生労働省主催）

12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みURL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>】



令和7年6月に労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(公布日：令和7年6月11日
施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。



改正法愛知労働局
特設ページ（最新
情報を掲載します）

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）



事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 H P

検索

お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL 052-857-0312)

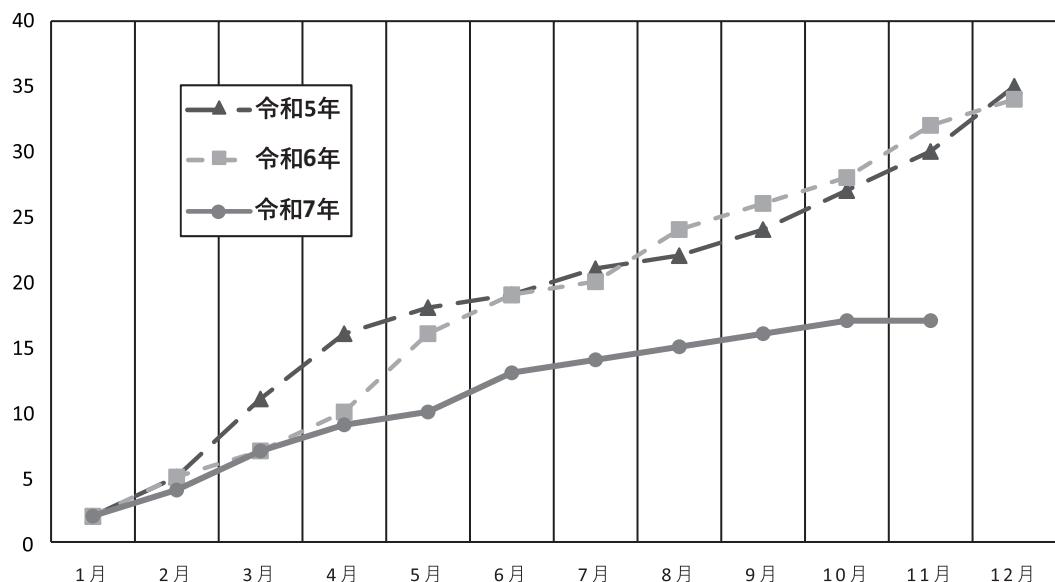
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年11月6日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同期（速報値）	令和6年確定値
製造業	食料品製造業	5	5(1)	8(1)
	化学生産業	1		1
	鉄鋼・非鉄金属	2		
	金属製品		1	1
	一般・電気・輸送用	1	2(1)	3(1)
	その他	1	2	3
建設業	土木工事業	3	6(1)	9(2)
	建築工事業	1		2(1)
	その他		3	3
		2	3(1)	4(1)
陸上貨物運送事業		4(3)	2	3(1)
商業	卸売業	2(2)	6(5)	9(6)
	小売業	1(1)		1
	その他	1(1)	5(4)	7(5)
			1(1)	1(1)
清掃・と畜業		1	1	2
上記以外の事業		2(1)	3(1)	3(1)
合計		17(6)	23(8)	34(11)

※()内は交通事故による死者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

(令和7年11月6日現在)

愛知労働局

発生月 発生時間	業種	労働者数	被災者 職名	年令	経験	事故の型	起因物	災害状況
R7.10.7. 12:00	商業	9名以下	運転者	60代	5年	交通事故 (道路)	トラック	被災者が、商品を配送するため道路をトラックで運転中、左カーブを全く曲がらなかったため、トラックがガードレールに激突し、反対車線まで跳ね返った後、停止した。被災者は、その後、死亡が確認された。

令和7年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和7年10月末日現在）

刈谷労働基準監督署

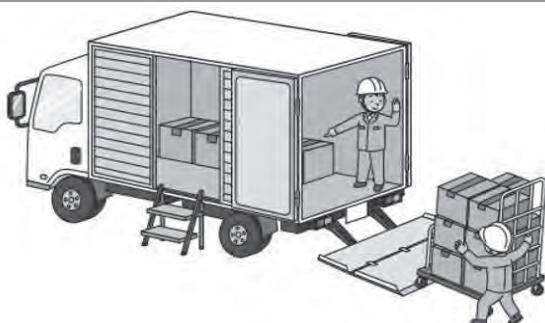
	今月件数		累計		前年同期		対前年増減数		
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	
製造業計	21		145		166		-21		
食料品	3		31		37		-6		
織維	1		2		2				
木材・木製品	1		1		1				
製紙・印刷	1		2		2				
化学校	3		14		13		+1		
塗業・土石	1		12		8		+4		
鉄鋼・非鉄	3		8		11		-3		
金属製品	3		25		30		-5		
一般機械	1		10		16		-6		
電気機械			2		1		+1		
輸送用機械	4		35		36		-1		
その他製造			3		9		-6		
合計	59		400		(2)	448	-48	+2	

※本統計は令和7年10月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

必要な講習はお済みですか？

テールゲートリフター特別教育



荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育の対象です

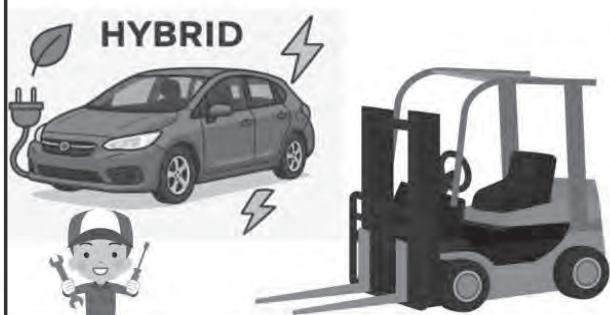
労働安全衛生規則 第36条 第5号の4(令和6年2月1日施行)



特別教育の受講をご希望の方は
こちら→



電気自動車等の整備業務に係る特別教育



対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵するバッテリー式フォークリフトやHEVなどの整備の業務は、特別教育の対象です

労働安全衛生規則 第36条 第4号の2 (令和6年10月1日施行)

特別教育の受講をご希望の方はこちら→



監督署だより

建設業の事業主の皆さんへ

刈谷労働基準監督署

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります。

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

▶原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（＊）や所属事業場施設内の作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（＊）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事員が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。

※ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出して下さい。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出して下さい。

所属労働者が特定の工事現場に付隨しない業務で負傷（疾病含む）した場合は事務所等労災の保険関係で労災請求してください。

◆ 成立手続きと保険給付に関する…

▶所属労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。

▶未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。

▶成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

衣浦東部保健所コーナー

事業所にお勤めの皆さまへ 災害時の口腔ケアの準備、できていますか？

★事業所内で災害時の口腔ケアの大切を共有し、従業員へ推奨していきましょう！

①ご家庭の防災グッズに口腔ケア用品は入っていますか？



②「災害時でも強いお口づくり」ができていますか？

むし歯や歯周病を放置しておくと、災害時に悪化することも…

平常時から、かかりつけ歯科で定期健診を受けましょう

【参考】ご存知ですか？災害時は、

- ・水が十分に確保できず、水分摂取を控えてしまう
- ・救援物資の食事では低栄養になりやすい
- ・プライバシーがなくストレスが増加する
- ・慣れない避難所生活で体力や免疫力が低下しやすい

口腔内細菌が増加しやすく、
口腔衛生状態が悪化しやすい。
むし歯や歯周病などの口腔内のトラブルが
起きやすい！
誤嚥性肺炎で命を落とす危険も！！

さらに、災害関連死の原因は、約30%が呼吸器疾患です！

(災害によるけがや避難所生活の負担による死亡の事)

1995 阪神淡路 大震災	2004 新潟県 中越地震	2011 東日本 大震災	2016 熊本地震
33.6%	23.1%	31.3%	28.4%
310 / 922 * 2004年4月14日 神戸新聞	12 / 52 2009年10月21日 消防庁発表	86 / 275 2011年3月13日 河北新報、帝京大学 (石巻市)	56 / 197 2017年12月末現在 熊本県まとめ

*呼吸器疾患による死者数/災害関連死による死者数
(愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドラインから抜粋)

- ・呼吸器疾患の一つである「誤嚥性肺炎」は、気づかぬうちに細菌を誤嚥することで起きます。
- ・体力のない高齢者や介護を必要とする方は、誤嚥性肺炎のリスクが高いです。
- ・誤嚥性肺炎は**口腔ケアを行うことで予防ができます。**

《問合せ先》衣浦東部保健所 健康支援課

電話 0566-21-9338

加藤正人

適正な労働者代表の選出に向けて



年が変わるとそろそろ、「36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）」や、「1年単位の変形労働時間制」など、労使協定の更新準備に入られる頃ですね。ところで、労働者代表の選出について、その適切な実務についてお問合せをいただきましたことは少なくありません。今回、その「労働者代表」の選出等についてお話しします。

労働者代表選出の法的根拠は、労働基準法第36条（時間外及び休日の労働）第1項

「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者」の規定によります。そして、労働者代表との協議・締結した労使協定のうち、労働基準監督署に

届出なければならぬものは、36協定のほか実に9種類（一定の要件のあるものを含む）。また就業規則の策定・改定では意見聴取が行われ、さらに同一労働同一賃金の法律による労働者派遣法の労使協定、育児介護休業法、高年齢者雇用安定法、その他各種の制度導入について、労働者代表は、従業員の私益を代表し権利を行使する重要な役割を担つておられます。

この労働者代表の選出は、労働者の自治により行われるもので、事業主等が介入はできませんが、適格な代表者選出の支援は必要に応じ行うことは可能です。代表選実務の役割分担、代表選の時期、方法等手続きについての相談やマニュアル作り、あるいは日々の従業員の法令研修等が考えられます。

【投票の当事者】

正社員のみならず、パート、アルバイト、出向労働者につ

いては出向元、出向先のいずれかの労働時間の規制を受けるかによって判断し、派遣元事業場においての派遣労働者を含め、雇用するすべての労働者が対象です。なお、管理者監督者からは労働者代表を選出できませんが、投票には加わります。



【労働者代表の選出方法】

投票による選挙、拳手による選挙、持ち回り決議（書面決議）、話し合いなど。法的な選出方法の限界は無く、従業員の自主的で民主的な方法であれば問題はありません。社内システムやメール等電子的な方法を取り場合も多いと思います。ただ法に規定する協定等をする者を選出することの明示が必要です。

【候補者募集】

立候補者の他、推薦された者の同意を取つて選挙を行う等。また、労働者代表に対し不利益な取り扱いをしないことを事業主が明言することも必要不可欠です。

【課題】

労働者代表は、前述のように従業員の私益を代表するともいえる重要な役割です。とはい、労働者の法令や労働条件設定に対する知識の有無、労使協定における事業主等との交渉力、他の従業員の意見集約、その他労働者代表制度

については出向元、出向先のいずれかの労働時間の規制を受けるかによって判断し、派遣元事業場においての派遣労働者を含め、雇用するすべての労働者が対象です。なお、管理者監督者からは労働者代表を選出できませんが、投票には加わります。

【労働者代表選出の単位】

事業場ごとに選出。雇用保

険の適用事業所単位ではありません。事業場とは場所ごと

の組織で捉えますが、大変少

人数で組織されるような場合

は、その中で残業指示がなさ

れるかどうかで考えます。直

近上位の支社等の上司から指

示を貰うような場合は36協定

でも支社に所属することになり、

その少人数組織では労働者代表の選出を行ふ必要はありません。

【企業の労働110番】

052-961-7110

※愛知県下労働基準協会会員

企業は解決まで何度も、未

入会企業は初回来局に限り無

料相談可。

(Personnel Lab 加藤社会

保険労務士事務所所長、ホワ

イト企業推進社会保険労務士

協議会会員、社会保険労務士

イラスト・伊藤香澄

の適正な運用には多くの課題があります。しかし、制度の機能強化を促すような法制度は不十分であるのが現状です。不適切な方法で選出され、わった労使協定が無効とされた判例も少なくありません。労使協定とは、基本的に法規制を緩和する社内ルールの手続ですから、日ごろから従業員教育・研修を行うことも必要です。

また、労働者代表の選出をその負担を考えて複数人選出すること、あるいは事業場ごとの労働者代表が集団的に話し合う仕組みづくりなど、企

業全体で考察していただければと考えます。

私どもも事業者の皆さまを

力強くご支援して参ります。

愛知県下各労働基準協会

の運営には多くの課題

があります。しかし、制度の

機能強化を促すような法制度

は不十分であるのが現状です。

不適切な方法で選出され、関

わった労使協定が無効とされ

た判例も少なくありません。

労使協定とは、基本的に法規

第9話 ~1年単位の変形労働時間制 法定時間外労働~

相談者 製造業 総務部長

 「私は製造業の総務部長です。弊社は、1月1日～12月31日の1年単位の変形労働時間制を採用しています。年間の所定労働時間の合計は2080時間です。年間の労働日数や1日の労働時間等に限度があるようですが、どのようなことに注意すればよいですか？」

 「対象期間が1年間（365日）の場合、法定の1年間の所定労働時間の限度（総枠）は、40時間×365/7=2085.7時間になります。貴社の場合、2080時間であれば問題ありません。また、所定労働時間を1日10時間以内、1週52時間以内にする必要があります。その他、労働日数の限度を年間280日以内、原則で連続労働日数を6日以内にすること等が必要です。」

 「1年単位の変形労働時間制で、年間で定めた所定労働時間を超えて労働した場合、法定時間外労働となる労働時間がよくわかりません、どの時間が法定時間外労働になるのですか？」

 「次の①～③のいずれかに該当する時間が、法定時間外労働となります。①1日は、1日8時間を超える時間を定めた日はその時間を超えて労働した時間、それ以外の日は1日8時間を超えて労働した時間、②1週間は、週40時間を超える時間を定めた日はその時間を超えて労働した時間、それ以外の週は週40時間を超えて労働した時間（①で法定時間外労働となる時間を除く）、③1年は、40時間×対象期間の暦日数/7日を超えて労働した時間（①、②で法定時間外労働となる時間を除く）です。」

 「弊社の場合、年間を通じて、労働日の1日の所定労働時間はすべて8時間で、年間の労働日は260日です。所定労働時間が1日8時間の場合、①についてどのように考えればよいですか？」

 「まず、法定時間外労働は、①⇒②⇒③の順に算定します。①では、貴社の場合、所定労働時間の8時間を超えて労働した時間は、すべて法定時間外労働となります。」

 「弊社は、日曜日、祝日等は休日です。土曜日が労働日となる週が多数あり、週の所定労働時間は、32時間、40時間、48時間になります。②についてどのように考えればよいですか？」

 「32時間の週の時は、その週の所定休日のうち1日だけ労働（8時間）した場合は週40時間となり法定時間外労働にはなりません。40時間の週の時は、週2日の所定休日のうち1日だけ労働した時間は週40時間を超える労働となり、法定時間外労働となります。48時間の週の時は、週6日が労働日となるため、その週の所定休日に労働した場合、法定時間外労働ではなく、法定休日労働になります。」

 「弊社は、①は労働日の所定時間外労働はすべて法定時間外労働になり、②は32時間の週の所定休日のうち1日だけ労働（8時間）した場合、8時間は法定時間外労働にならないということですか？」

 「はい、その通りです。そして、②で法定時間外労働にならない時間数を③で加算して算出します。」

 「例えば、1月の32時間の週の所定休日に労働（8時間）した場合、③により、8時間を加算すると年間2088時間となり、1年間の法定の総枠2085.7時間を2.3時間超え、法定時間外労働となり、その日以降の所定時間外労働は、①、②に関わらず、③によりすべて法定時間外労働になりませんか？」

 「その考え方は、間違っています。なぜなら、実労働時間で算定するため、初月の1月の所定労働時間に労働した実労働時間数は、8時間×出勤日数であるからです。そのため、通常、最終月の12月に、③による法定時間外労働が発生することが多くなります。その場合、12月の所定労働時間内の労働であっても、③により、2085.7時間を超え、法定時間外労働になることがありますのでご注意ください。」

(労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信)

労働安全衛生コンサルタント 嶋田 靖文

生産工程の立ち上げ時に、安全衛生に関する事前検討を計画段階と立ち上げの初期にしっかりと行い、安全衛生上の問題を解決し、現場で安全に作業することができるようになることが非常に重要です。今回はそのことが十分でなく、発生した失敗事例です。

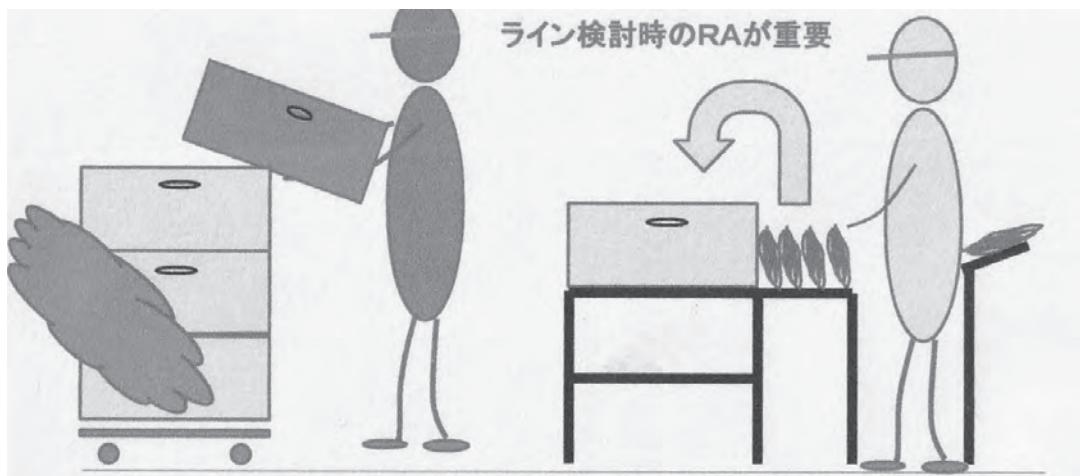
(事例) 通い箱が引火爆発 ボヤ (工程導入時検討不足)

(状況) 厚手のフェルト状の繊維にボンドを自動で吹付け、半乾燥状態にしてから、プラスチック製品に貼り付け、製品を通り箱に10個程度詰め、通り箱を台車上に段積みし出荷工程に運ぶ作業中の出来事。

(立ち上げ半年後)

ボンド吹付工程、フェルト半乾燥用作業台、フェルトと製品の圧着工程にはそれぞれ局所排気装置を設置し換気を実施していた。

外段取り者が通り箱を台車に段積みしようとしたところ、台車上の段積みされた通り箱内部で爆発、消火器で消火した。幸いにも怪我にはならなかった。



(事後調査結果)

1. 製品の入った段積みされた製品の箱の中のボンドの溶剤（ノルマルヘキサン）の濃度測定をした結果1%までとなっていた。これは爆発下限界濃度を上回り爆発雰囲気となっていた。（爆発雰囲気）
2. 製品の静電気帯電量が高く、その製品の入った箱の内部の帶電量が高い状態となっていた。（点火源）
3. アース、静電服静電靴などの静電気対策が行われていなかった。（点火源対策なし）
4. 立ち上げ時の検討段階で爆発の可能性について検討できていなかった。（局所排気有りで十分と思ひ込み）本来完全乾燥後の箱詰めが必要だった。

(教訓) 工程の立ち上げ段階で、あらゆる可能性を検証し十分安全であることを確認すること。事前検討段階で塗布量と箱の内容積から爆発雰囲気となる可能性を予見できた。

ご安全に

会員だより

高浜支部

《会社概要》

名 称 松野工業有限会社
所 在 地 〒444-1322
愛知県高浜市二池町 6-5-18
連 絡 先 TEL : 0566-52-5666 / FAX : 0566-52-5677
代 表 者 代表取締役 松野 英和
創 業 1968 年 8 月
資 本 金 400 万円
従業員数 15 名

《事業内容》

1. 精密金属部品加工
 - ・材質：アルミ、鉄、ステンレス（SUS）等の各種金属。
 - ・加工規模：小物から大物まで。量産からパーツ単位・少量試作まで対応可能。
 - ・対応工程としては、試作加工、量産加工。
2. 治具製作
 - ・試作用治具を自社で設計・製作。試作段階からの対応で、短納期を重視。
3. 後処理・表面処理、組付けなどの工程対応
 - ・表面処理、耐圧検査、組付け工程を含む。製品完成までの工程を幅広く手がけている。
4. 検査・品質管理
 - ・三次元測定機などの検査機器を保有しており、精密な寸法検査を行う体制がある。
 - ・品質理念は「品質は我々の宝」とし、異常の原因究明、改善、再発防止を重視。
5. 取り扱い製品・対象分野
 - ・自動車部品、二輪車部品、船外機、ガス関連部品など。
 - ・加工部品やパーツという形で、産業機械用途や流通常途に向けた「部品加工」を中心。
6. 対応技術・設備の特徴
 - ・五軸マシニングセンタ+インデックス方式による五軸加工が可能。
 - ・多種加工機を保有し、用途や形状・サイズの異なる部品に対応。

《概要》

松野工業有限会社は、アルミや鉄、ステンレスなどの金属を使った精密部品加工を行う会社です。小さな部品から大きな部品まで、少量の試作から量産まで幅広く対応できる柔軟な体制を整えています。五軸マシニングセンタなどの多彩な設備を活かし、高精度が求められる複雑な加工にも対応。自社で治具（作業を助ける道具）の設計・製作も行っており、試作段階から本格生産への移行をスムーズに進められるのが強みです。また、加工後の耐圧検査や組付け、表面処理までを一貫して対応し、三次元測定機による厳密な検査で品質をしっかりと管理しています。「品質は我々の宝」という言葉を掲げ、常により良い製品づくりを追求しています。

自動車やバイク、船外機、ガス機器など、さまざまな分野で当社の技術が活かされています。これからも、確かな技術と誠実なものづくりで、お客様の信頼に応えてまいります。



当社外観



当社設備加工機



当社設備三次元測定機



2025年度 刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技能講習	31H フォークリフト	(学) 2月6日 (実) 2月7・8・14日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
	プレス機械作業主任者	2月3・4日	刈谷商工会議所	13,090円	
	有機溶剤作業主任者	1月22・23日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		2月9・10日	あいち産業科学技術総合センター		
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	1月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		2月16・17日			
	金属アーク溶接等作業主任者限定	1月13日	あいち産業科学技術総合センター	11,000円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1月26・27・28日 1月26・27・29日	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
	石綿作業主任者	1月7・8日	あいち産業科学技術総合センター	13,750円	
特別教育	自由研削砥石	2月3日	あいち産業科学技術総合センター	10,450円	13,750円
	機械研削砥石	(学) 2月19日 (実) 2月20日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	粉じん	2月26日	あいち産業科学技術総合センター	8,360円	11,660円
	低圧電気 (実技7H含む)	1月20・21日 2月17・18日	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
	フルハーネス型墜落制止用器具	2月27日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円
その他	一般建築物石綿含有建材調査者	2月12・13日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,775円
	化学物質管理者(取扱) 学科のみ	1月9日	あいち産業科学技術総合センター	14,520円	17,820円
	化学物質管理者(取扱) 学・実	1月9日	あいち産業科学技術総合センター	17,820円	21,120円
	安全管理者選任時	1月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	18,260円	21,560円
	職長教育(製造業)	1月15・16日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
	保護具着用管理責任者	2月6日	あいち産業科学技術総合センター	17,050円	20,350円
	フォークリフト運転業務従事者	2月12日	あいち産業科学技術総合センター	9,020円	12,320円
	騒音障害防止対策管理者	1月19日	あいち産業科学技術総合センター	8,690円	11,990円
	衛生管理者受験準備勉強会	1月14・15日	あいち産業科学技術総合センター	18,810円	22,110円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	12月	1月	2月	会費(単位:円)		会場	
						会員	非会員		
総労合労働講法令 講座令	1. 労働実務基礎講習（半日）		9	8	3	無料		名北労働基準協会他 名北労働基準協会	
	2. 労働実務総合研修（1日）		10		12	10,000	13,330		
	3. 労働実務専門講座（4日間）			14 28	10 25	全日 36,700	44,500		
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座（13日間）		詳細はQRコードからご覧ください						
	5. 建設業雇用管理者研修（1日）		19			無料			
セ労 ミ労 ナ問題 1題	1. 労働問題総合対策セミナー		4			無料		岡谷鋼機名古屋公会堂	
	2. 基礎から学ぶ外国人労働者雇用セミナー				13	6,900	9,130	ウインクあいち	
	3. カスハラ対策義務化対応緊急無料説明会					無料		中区役所ホール	
	4. 就業規則見直し講座		5			13,000	16,000	名北労働基準協会	
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育				6	7,300	8,900	名古屋市工業研究所	
	2. 振動工具取扱作業者安全衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター	
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育					7,330	9,160	名古屋市工業研究所	
	4. ダイオキシン類特別教育								
社員教育	1. 管理能力向上研修	 1~3						名北労働基準協会	
	2. メンタルヘルス管理者研修				15				
	3. 人事考課者研修		1		17				
	4. ハラスメント防止研修		9		20				
	5. ハラスメント相談担当者研修		8						
	6. アンガーマネジメント研修		4						
	7. 採用担当者研修				30				
	8. Z世代とのコミュニケーション研修								

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	1月30日	あいち産業科学技術総合センター	17,820円	19,800円

愛知労働基準協会主催講習会

技能講習	講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学科(日)	実技(日)			
技能講習	乾燥設備作業主任者	1月20・21日		ポーラビル		13,450円
	ガス溶解接	1月9日	1月17日	ポーラビル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
	高所作業者運転	1月9日	1月 14 or 15 or 16日	ポーラビル	ポリテクセンター名古屋港	42,420円
その他	局所排気装置自主任者	1月19・20日	1月 21 or 22 or 23日	ポーラビル	ポーラビル	会員 58,500円 非会員 63,000円
	エツクス線	1月20・21・ 22・23日		ポーラビル	ポーラビル	会員 30,000円 非会員 33,500円

協会冬休み

12月27日(土)～1月4日(日)まで休業いたします。

安全 緑 十字

年 月	1	2	3				
	4	5	6				
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
	31						

無災害 緑
不休災害 黄
休業災害 赤

労働安全衛生保護具
環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社 TEL 0566
24-1050



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当
清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング

外国人労働者・技術者派遣事業

特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



お問い合わせはこちらから

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8：30～17：30（祝日等は除く）
- 何度も労働基準協会会員企業さんは解決まで何度も。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が
可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



ミドリ安全の防災セット

□初動対応



□避難生活対応



□保管場所



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポート



ミドリ安全株式会社
刈谷店/愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003
電話/0566-82-1161 FAX/0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
 - ・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)

送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F

TEL 052(211)2073

印編
刷集
所人

一般社行
法人所

刈谷市高松町一
刈谷労働基準協会
電話○五六六一
幸裕二
クイック市山町二
クス二
朗一
三三七
定価一五〇円
(税込)